

資料 2 - 1 に対する意見

株式会社日本総合研究所 池本 美香

【認定者名簿の作成・管理について】

・認定者名簿管理システムの情報に対して、認定者として適切かどうか、警察等が把握する情報をもとにチェックをかけて、名簿からの削除を行うことはできないでしょうか。「信用失墜行為を行った場合」に名簿からの削除が可能、とありますが、子どもの安全確保の観点からは、都道府県が定期的に認定者の信頼性・安全性をチェックすることが望まれます。

ニュージーランドの教員登録制度では、3年に一度の登録更新が求められ、更新時には警察情報のチェックも必須となっています。日本では教員にも保育士にも、こうした警察情報のチェックが組み込まれていませんが、放課後児童支援員の認定者の警察情報のチェックを、どこかの都道府県で試行することについて検討を期待します。

【シラバスについて】

・項目 1 - ②の主な内容の最後に「○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識」とありますが、子ども家庭福祉については項目 1 - ③で詳しく扱うことから、ここでは子どもの権利に関する基礎知識としてはどうかと感じました。子どもの権利については項目として独立させて、強調したほうがよいと思います。

・項目 2 - ⑤の科目名に「生活」が入っていますが、内容から生活が削除されています。発達も重要ですが、児童期の子どもの生活がどう変化しているか（学校におけるゆとり教育の見直し、塾等の習い事の増加、親の就業状況の変化、情報通信機器の普及など）、支援員として知っておく必要があるようにも思いました。

・項目 3 - ⑦の「特に配慮を必要とする子ども」に、項目 5 - ⑬の食物アレルギーのある子ども等への対応を移せないでしょうか。命にかかわるアレルギーは「特に配慮を必要とする子ども」と思われ、またアレルギーは事故だけ起こさなければよいということではなく、アレルギーのある子どもの心の問題にも配慮が求められ、事故防止の観点から議論されることに個人的に違和感があります。

事故防止の観点から、クラブにおやつを提供を拒否される子どももいますが、どうしたらアレルギーのある子どもも楽しくおやつの時間を過ごせるのか、の検討が必要と感じます。このため、アレルギーの問題は、「安全・安心」より「配慮を必要とする子ども」で取り上げていただけないかと思いました。

・項目 3-⑨に子どもの遊びの理解と支援とありますが、高学年の放課後児童クラブを想定した場合、狭義の「遊び」ではなく、自由な時間をどう過ごすか、という視点で、様々な活動が入ってくるように思います。たとえば、地域等に対するボランティア活動、自主的に活動を企画すること、クラブの運営のあり方について意見を出すこと、リラックスして会話を楽しむことなどです。こうしたことも「遊び」という言葉に含まれているのだと思いますが、一般的には小さい子どもの遊びがイメージされるため、高学年の活動について考える内容がどこかに加えられないかと思いました。

(子育て支援員専門研修(放課後児童コース)のカリキュラム(案)、放課後児童クラブに受持する者の研修体系の整理(案)については、コメントはありません。)

以上